

## 「処分前の不祥事に係る公表ガイドライン」（仮称）の策定について（案）

平成 25 年 2 月 7 日

教育総務課

## 1 策定の趣旨

県・市町村教育委員会及び県立学校が教職員による不祥事へ対応する際の透明性を確保し、児童生徒の保護者を含む県民からの信頼に応えるため、教職員による不祥事の発生から懲戒処分が決定するまでの間において、不祥事の概要を可能な範囲で県民に公表するガイドラインを策定する。

## 2 公表対象とする教職員の範囲及び不祥事

## (1) 公表対象とする教職員

- ・市町村立小中学校の県費負担教職員
  - ・県立学校（高等学校及び特別支援学校）教職員
- } 一体的に検討

## (2) 公表対象とする不祥事

- ・懲戒処分相当の不祥事

## 3 策定するガイドラインと「懲戒処分等の指針」との関係

策定するガイドラインは、現行の「懲戒処分等の指針」に定める懲戒処分の公表基準と関連するため、当該指針の公表基準についても検討の対象とする。

## 4 ガイドライン（案）検討組織

外部の情報公開専門家、保護者等からなる検討会議（委員数は 4 名程度）により検討

## 5 検討期間及び運用開始時期

検討は平成 24 年度中に終了させ、平成 25 年度早期の運用開始を目指す。

## ＜参考＞策定の背景

教職員に係る懲戒処分の公表は、「懲戒処分等の指針」の公表基準により、懲戒処分の決定後、任命権者である県教育委員会が、教育委員会定例会後の記者会見において、公表資料により行っているが、不祥事発生から処分の決定・県民への公表までに事実確認等の時間を要するため、県民に対する情報提供が迅速さに欠けているという指摘がある。

また、触法事案では、警察の報道発表により事案の概要が公表されることが多く、事後的に処分を行い、事案の概要を公表する教育委員会が情報提供に消極的という指摘もある。

このため、「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の下に設置された「倫理向上専門部会」が、平成 24 年 11 月 6 日開催の第 2 回本体会議に報告した報告書案では、県民の信頼を確保するため、不祥事の公表に関する統一的なガイドラインを早期に策定・運用することが求められていた。